

## 定年延長に伴う60歳以降の貸付金の弁済について

既にご承知のとおり、地方公務員法の改正に伴い、令和5年4月から定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、当分の間、職員の給料月額が、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準となります。

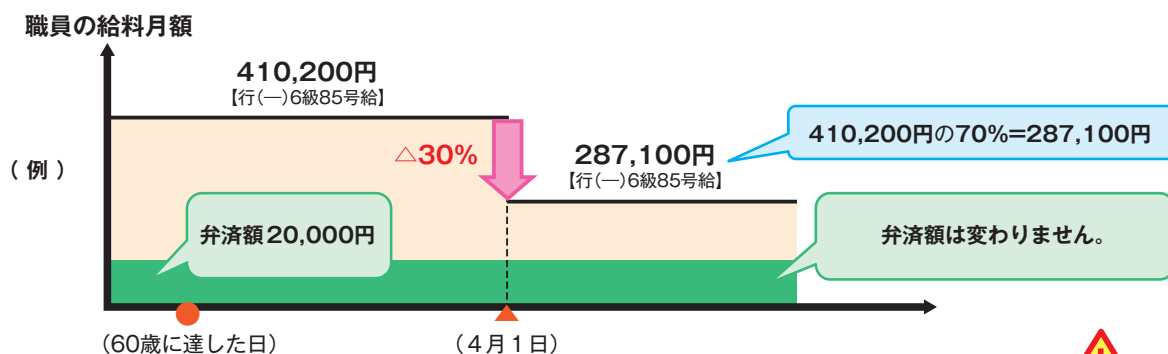
当組合の貸付けを受けている方で、60歳以降も弁済が続く場合、下図のとおり、給料月額が7割水準になりますが、現行の取扱いでは、弁済額は変わらず、給料等からの控除は継続されますので、ご注意ください。

なお、組合員資格を失った（退職した）とき、又は、退職手当若しくはこれに相当する手当の支給を受けたときに、貸付金残額及び利息を一括で退職手当等から控除（弁済）することとなっております。

退職手当又はこれに相当する手当については、原則、退職時に支給されることから、定年まで勤務される場合、退職手当等の受給年齢も、定年年齢とともに引き上げられ、令和13年度以降は65歳となります。

### ～給料月額の7割措置時のイメージ～

60歳超職員の給料月額 = (給料表の職務の級・号給に応じた) **給料月額の70%** (70/100)



令和5年度から、定年年齢が段階的に引き上げられ、令和13年度から65歳となります。これにより、令和13年度以降、60歳から65歳までの最長5年間、給料月額が7割水準となります。